

緊急告知FMラジオ よくあるご質問

Q1 一般的なラジオとどこが違うのか？

A1 一般的なラジオでは、電源を入れないと緊急情報等を受信できませんが、このラジオは緊急信号を受信すると、自動的に起動して最大音量で緊急情報を伝えます。この機能は特有のもので、他のラジオでは自動起動することはありません。

Q2 どんな時に自動で起動するのか？

A2

- ・避難情報
- ・地震情報
- ・気象特別警報
- ・国民保護情報

の4パターンについて自動で起動して放送されます。

Q3 南魚沼市以外の緊急情報では自動起動しないのか？

A3 南魚沼市と湯沢町の緊急情報を発信する際に、FMゆきぐにの電波を使用して自動起動します。南魚沼市以外でも湯沢町が緊急情報を発信する場合にも自動起動します。

Q4 緊急情報の伝達時以外はラジオを聴くことはできないのか？

A4 普段からラジオを聴くことができますが、FMゆきぐにの放送に限られます。

Q5 どこでも受信できるのか？

A5 FMゆきぐにの電波が入るところであればどこでも受信できます。ただし、電波状況によっては聴き取りづらい場合がありますので、購入前に市販のラジオで電波状況することをお勧めします。

また、電波状況等については、FMゆきぐに（電話 778-1500）にお問い合わせください。

Q6 故障時はどうすればいいのか？

A6 故障時は、FMゆきぐにに直接ご連絡ください。修理の手続きを行います。なお、購入された緊急告知ラジオに関しては購入者での有償修理となります。

※行政区・民生委員等に貸与したラジオについては、市での修理となるため総務課にご連絡ください。

Q7 どこで販売するのか？

A7 六日町駅角のFMゆきぐに窓口で販売します。市役所では販売しません。

Q8 購入費補助制度の対象となるのはどういう世帯か？

A8 南魚沼市内に住所を有する世帯であって、65歳以上の人、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・特定医療費（指定難病）受療証・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている人、要介護度1以上の認定を受けている人と同居する世帯代表者または、単身の場合はその本人が対象です。詳しくは南魚沼市緊急告知FMラジオ購入補助給付金交付申請書をご確認ください。

Q9 購入費補助制度の申請はいつ・どこにすればいいのか？

A9 購入費補助制度の対象世帯は、ラジオ購入前に「南魚沼市緊急告知FMラジオ負担軽減世帯認定申請書」を記載の上、必要書類を添えて申請してください。（市役所本庁舎総務課、大和市民センター、塩沢市民センターに持参するか、市役所本庁舎総務課に郵送してください。）

申請後に市が「負担軽減世帯認定通知書」発行の可否を決定し申請者に通知するので、届いた通知書を持参しFMゆきぐに窓口で購入してください。

Q10 購入費補助制度の対象となるかどうか、緊急告知ラジオの購入前に知りたい。

A10 個人情報にかかわるお問い合わせにはお答えできませんが、緊急告知ラジオを購入する前に、購入費補助制度に該当する要件について確認したい場合は、市総務課防災庶務班（電話773-6660）にお問い合わせください。